

## 市第 36 号議案 横浜市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部改正

### 1 改正の趣旨

横浜市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）では、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 28 条第 1 項の重大事態に関する調査を行っており、昨年度から引き続き調査中の案件 2 件に加え、6 月に新たに 2 件の調査を開始しました。

現在、専門委員会の委員を 4 名増員し、12 名で調査を行っていますが、複数の調査を同時に進めていくために、より機動的に調査が行える体制を整える必要があります。

については、専門委員会が、迅速かつ専門的に調査・審議を行うために、事案によっては部会を設置できるよう、横浜市いじめ問題対策連絡協議会等条例（平成 26 年 2 月横浜市条例第 7 号）の一部を改正します。

【※参考：いじめ重大事態の対処のための調査件数】

（単位：件）

調査主体	調査中	29年度	28年度から	調査 済み	合計
		新規	継続		
教育委員会（専門委員会）	4	2	2	1	5
学校（専門的知識を有する第三者を含む。）	6	5	1	0	6
合計	10	7	3	1	11

### 2 改正内容

専門委員会が、迅速かつ専門的に調査・審議を行うために、事案によっては部会を設置できるよう、部会の設置に関する条文を追加します。

## 横浜市いじめ問題専門委員会委員名簿

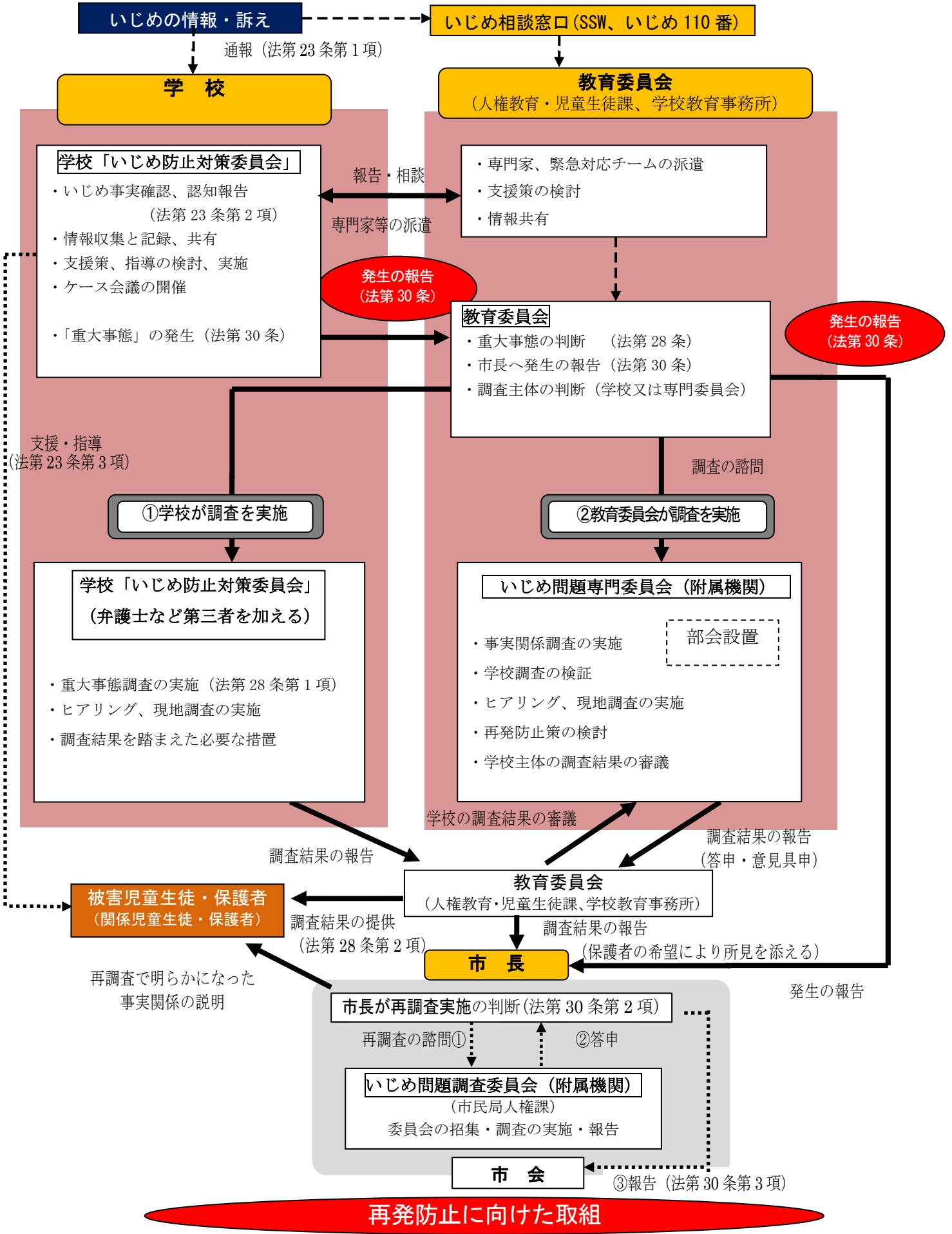
(五十音順・敬称略)

専門分野	所属等	氏名	任期 (2年間)
心理	大妻女子大学大学院非常勤講師	イシダ タエヨ 石田 多枝子	H29.6.15 ～H31.6.14
教育	横浜国立大学名誉教授・東京医療学院大学教授	オカダ モリヒロ 岡田 守弘	H28.5.12 ～H30.5.11
法律	横浜マリン法律事務所	カゲヤマ ヒデヒト 影山 秀人	H28.5.12 ～H30.5.11
法律	沢藤総合法律事務所	カンダ ユウヨ 神田 木綿子	H29.6.15 ～H31.6.14
福祉	神奈川県立保健福祉大学教授	コバヤシ マサトシ 小林 正稔	H28.5.12 ～H30.5.11
教育	大正大学非常勤講師 星槎大学非常勤講師	コンドウ ショウイチ 近藤 昭一	H29.6.15 ～H31.6.14
法律	田口法律事務所	タグチ サチコ 田口 幸子	H28.5.12 ～H30.5.11
医療	児童精神科医(元横浜市立附属病院 児童精神科部長)	タケウチ ナオキ 竹内 直樹	H28.5.12 ～H30.5.11
医療	横浜市中心児童相談所担当部長(医務 担当課長)	タサキ ミドリ 田崎 みどり	H28.5.12 ～H30.5.11
教育	星槎大学教授	ニシムラ テツオ 西村 哲雄	H28.5.12 ～H30.5.11
福祉	上智大学非常勤講師	ヨコイ ヨウヨ 横井 葉子	H29.6.15 ～H31.6.14
心理	東海大学教授	ヨシカワ レイコ 芳川 玲子	H28.5.12 ～H30.5.11

## 臨時委員

専門分野	所属等	氏名	任期
法律	高橋良法律事務所	タカハシ リョウ 高橋 良	H29.7.20～ 審議終了まで
法律	川島法律事務所	ナカムラ マユミ 中村 真由美	H29.7.20～ 審議終了まで

### ●いじめ重大事態の流れ●



横浜市いじめ問題対策連絡協議会等条例 新旧対照表

※下線部：変更箇所

現行	改正案
<p>(第 1 条から第14条まで 省略)</p> <p>(条文なし)</p> <p>(第 16 条から第 20 条まで 省略)</p>	<p>(第 1 条から第14条まで 省略)</p> <p><u>(部会)</u></p> <p><u>第15条の 2 専門委員会に、部会を置くことができる。</u></p> <p><u>2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員10人以内をもって組織する。</u></p> <p><u>3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。</u></p> <p><u>4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員又は臨時委員が、その職務を代理する。</u></p> <p><u>5 第 8 条、第14条第 3 項及び前条（第 1 項ただし書を除く。）の規定は、部会について準用する。この場合において、第 8 条中「会長」とあるのは「部会長」と、第14条第 3 項並びに前条第 1 項本文及び第 3 項中「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第 2 項中「委員（特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた）」とあるのは「部会の委員（当該部会に委員長に指名された臨時委員がある場合にあつては、その）」と、同条第 3 項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>6 専門委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって専門委員会の議決とすることができる。</u></p> <p>(第16条から第20条まで 省略)</p>